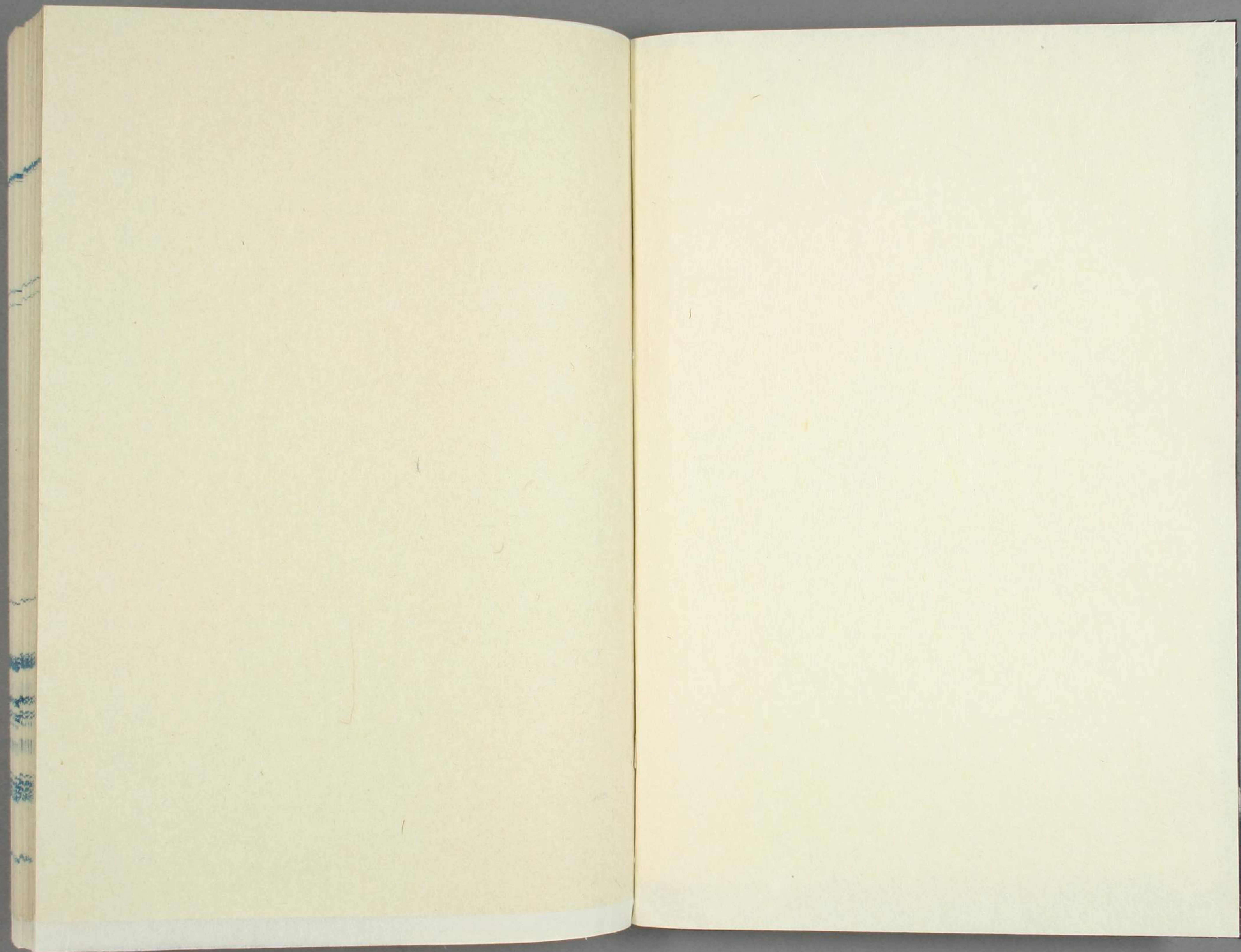




節地約律 第二篇卷一

洋学文庫
文庫8
C 158
9





英國キウテイ節地ノチ原刻

洋律約例第二篇 卷之一

41-11109

洋律約例第三篇卷之一

此書全部数篇あり然るに其譯を第三篇
より始めり故に譯成るより從て前編に拘
り先は之を公行を尚ほ前編の義に追て
是行に及ぶへ——看客夫此之を惟む勿れ

一 一 舟の 舟

二 知覺の 是らざる者と 約定の事

三 醉人と 約定の事

四 童児と 約定の事

申
三
三
三

目録

格外の人と約定の事

第一次約定
第二次約定
第三次約定
第四次約定
一 右一般の規則

二 知覚の乏らざる者と約定の事

三 醉人と約定の事

四 童児と約定の事

右一般の規則

イ童子必用物の事

ロ童子の拘らさば公事の事

ハ父母或ハ後見人公事ハ拘りば如何の事

ニ童児の約定を成齡後改定はる事

ホ童児と約定せはる拘合を凌辱き事

節地約律第二篇卷之一目錄終

此の目録は終りなりと云ふべし

節地約律第二篇 卷之一

格外の人と約定の事 取借いあり

第一次 約定は不相當の人と約定の事或は約定
= 自守護を凌くる人と約定の事

一右一般の規則

史道譬ハハ事成取行ハ或ハ事成廢止ハる雙方
の同意一致といハる者何至テ而後ハ約定ヲ取
結ル也然共レ也ハ人ナリ若其人約定商
議の事件を理會スル程の道理を備ふク黑白ハ

判断するの才智或附具せられざる者非何れも
此バ人と事成共ありて是ハ一致一定決ると云
ふ或得可也からざるれ至故ハ今人と共ニ取結カ
んとある條約ハ尙其輕重或権リ其利害を定む
るの明智確力有りて而後也互ニ同意一致決
る事ト得應成あり若し條約或取結ハ輩の内一人
實ハ物理或了解するの知覺なく又法ハ於て知
覺の足らざる者と考定せらるゝ者何る時ヲ豈

同心一定の約條を結ぶの理也あらんや此故ハ法
律の規則ハ於てを兩体一心或以て約定ハ叶ふ
の大理想なり是或以て正約を結ぶんや或あるハ
は約定の能力也約條をなす能を以て誠ハ肝要の
者トある也也

法ハ於てを凡そ天下の人約定の能力を備へざ
る者なりと定免置くなま故ハ右能力なき者名
として約定の拘合を免じんとある者何る時を

嚴密に其顛末を取亂れたる事なき右の言前を
 容易可行に難し故に狂病にて精神の疲弊せ
 る者や或る成人たり共道理に闇き者又る約定
 の事不白て不熟の者と雖とも其相手の者欺き
 て取結ひ多る約定ありざる時を法律に於て
 と公義に於てとこれに助くるの理なり然共其
 約定不白知覚の足らざる者の方不取りて全く
 利益なき時を假令其實を正し欺きあるも非

り此共此れを欺約に陥じ多りと論出るなり
 然共約定不相當の事を時として十分不行た
 り事あり又時として半を行た事あり又
 時を双方の約定全く虚無となる事あり或る
 又時として尤唯約定不相當にて守護を要する
 者の其拘合は免る事あり故に知覚なき者
 り又る童兒と約定を結ぶ事を欺約は除くの外
 則ち今下條に論出る如く何時も取結ぶ事叶

右に云ふ事なり蓋し法を於て守護を侵さず
き者哉相手として約定を取結ぶ者も常に其不
相當の廉を乘じて我ら勝手を働かざり得ざるな
り是則ち童兒と取結ひしる約定の公事小付て
の規則なり而して其欺り過しる童兒り又を欺
罔せられしる者り又を強て不得止事無理小其
約定小勸免入られたる者も及令其約定を破断
せると雖其十分之を言防くの理ありといふ

二智覺の足らざる者と約定の事

知覺の足らざる者小二様あり一は天性の愚人
也是る生来更小事理を了解せざるの知力なき故
小法小於て是哉無知の者と定むる也但し己
此の又母哉知り我ら年齢を數ふるなと一通り
の年知ある時を是哉天性の愚人とせし其二者
狂人也是る一旦知覺を備へたりと雖其病難癒
痛又も他の事故小由て其本心を失ひ多るを云

ふ

借て約定ふ付愚人の拘合を判決するふ右の
區別を正し事肝要也なり

古の政道ふ於てを狂人地所讓渡の證文を虚無
ふはるは得るあり然れども其後ふ至りてを仮令
狂人各般の證書を虚無となんは得ると雖共自
分一己ふてを是之に廢るを得は如何となれ
は成人の者公事訴訟ふ於て自ら己の不能力

此訟ふる事及相成且又本心回復の後狂氣中如
何なる形勢約定をして取結ひ多や裁更ふ其所行ふ付
辨別之に之なきを以てなり當時ふ至りてを狂人約
定の公事ふ當て其代人其場ふ出て、右約束或
なり或る約書ふ調印せし時當人狂氣中より何
事と辨別なかりし趣を申述ふる事ふ定まれり
又近來の政道ふ於て狂人簡約を取結ふ事ふ付
てを童兒同様の取扱を凌くる事と見へあり如

何となれを狂人と簡約を取結ふ儀は白き念ふ
狂人扶助の為免ふ入用の金子等の如き當人必
用物の約定ありて少くも其相手の利益を拘ら
べ^之れを取結ふ時を狂人必し加入して結約な
さ^事ざるを得^{童見も必用物ありて}是大抵當時
の法則と定りたるなり

爰は馬車並は馬具を使用のためは借凌たる者
是を狂^{なり}ありけるは此事公事となり吟味の上其

相手方相違なく書面を以て之を借凌けたる事
は取定り而して其時右相手方ハ數度^之れ故自
用し又其道具を其人の身分相當の物ありて其
訴訟人を其相手方を全く知覺なきものと取る
處きの理なき事判然と相分りたり然るは其後
右相手方の代人出来りて其相手を狂人ありて
右約定取結ひたる已前より今日に至る迄一
身の進退並は其地面又其所持の品物等を屢置

此の知覚なきものよを申述あり故是素
より狂人と取結ひたる約定を法律より於て全く
虚^無死となるもの争論は及び多し其
時訴訟人の答は元來狂人を一般に約定を取結
ぶの能力なしと雖^も童児の約定拘合と同様の
理あり己より身分に相當必用の品を付てを其
約定を虚^無死とする能^事はざる申を并解せり此時
裁官頭取「アボウト」氏なる者出て若し其品物其

人相當の物ありて莫^し其者自ら命^をてこれ
持領致し而して訴訟人を全く其者を狂人と取
るの理なかりし時を訴訟人の方より之を言通
此の理ある趣或建説して訴訟人を勝公事と裁
断せり

然るも或人右の建説を破らんを元來法に
於て狂人を約條の公事より付てこれを虚無とな
せしきの理ある趣を對論し且又一時政權裁法

の論を置き一般の通情以てこれ之を論せられ
元より狂人を約定の種類より約するに約定を取
結ぶの能力なく又法眼以てこれ之を見る時ハ
磨くハ狂人を生体以て死物同然なる故ハ
更ニ約定以て取結ぶの能力なく是故以て論せらる
時ハ狂人の公事を童見と一様ニこれ之を視る處
より以て童見を約事と於て生來の不能力以備
ふるハ非ニ成長の後ニ必結約の能力以備ふる

論世

ふ至る也然れとも狂人は至るを其狂乱中斷然
其約定を取結ぶ事能は然者故令其約定必用
物ニおけるとも又を贅物と放ける也且又約定
の種類如何様なり其更ニこれ之を區別するの理
なると論たり

其時「アボット氏又論」けるも予今般の公度以裁
決せらるる當りて今汝り論せる所の原より下
之故論證——訴訟人回復の權を破るの理也

申合

^改此れ今般狂人の馬車使用したるを實に其身
 分相當の用具ありて一人他人の手を借ら^假先自
 ら約して之を命じ自ら取りて^之或は持領せり
 是を以て考ふる時を豈^之此れを虚無とするの理
 あらんや是より建説の基本なり併し今^之此れを
 論ずる所謂不全備の約定並に立合人ありて
 約定取結ひの時其相手全く知覚の足らざる
 者の由を兼知しある上みて取結ひある約定と

ハ全く^之此れを異しして以て論説せばなり但し
 右立合人ありて取結ひある約定は尙公事差起
 る時を狂人と約定を取結ひくる者ハ全く其狂
 乱に乗じて欺約を行ひくる部類ハ屬はく一箇
 様の公事もな^てる予今般の公事と一様の建説
 を以て之を裁決する或欲せき其時を又その模
 様を随ひて之を裁判し必今般の公事と同一ハ
 理會出くららハ尤狂人の公事を若其約定不全

備の者なる時ハ或ハ狂氣の廉を以て之哉虚無
有はる事あり或ハ或ハ虚無ハ此ハ狂人
變あり予今説を建て、豫免其是非を論出る事
能はざる也

此時裁官「ベール」氏并「ホルロイド」氏を共
「アボット」氏の論ハ同意せり而して裁官「リットル
デール」氏の言ハ多るハ若し約定を取結ふ時其
相手狂氣なれば其約定證書亦ハ向公事起る時

不當りて漸然^之此を虚無と云ふ哉得る事更ハ
疑有^然と余を以て之を論出る時ハ狂人の
約定を虚無と云ふの法則ハ從ひて強ち狂人を
一際論出^くらば此ハ狂人必用物ハ向自ら
其約定を取結ひて之哉持領^ハ多る處を以て論
出る時ハ假令^ハ他變^ハ向て其者狂亂の体あり
と雖^と此廉を以て見れば敢て狂人と取ら
くらば然れハ必右の法則を以て^之此哉裁決^ハ

しうらん尤吟味の上右公事の相手其約定は
取結ひしる前並其時共全く狂亂中の由判然
ありと雖も予思ふ此廉を以て更は區別を
立難し

又狂人必用物ありて約定拘合を凌ぐるの外猶
他事ありて拘合を凌ぐる事あり爰は一會社に
附屬せる場所ありて致したる仕事あり職人其の
仕料の催促あり公事を起せり然るは其訴訟人

の相手右會社の長會社の長を
狂人なりありて其職人

と任用取結の約定万端を取窮めたり扱此公事
は及んで後右社長の代人出来りて既に當人を
其仕事約定前より既狂氣の者の由演説し及ひけ
れ共其訴訟人より是りて此約定取結ひの時全
く其狂人あるを知らざる事は定れり是は於て
「テンタテン」氏の右の事情ありて是更は欺約の證
據なき以て訴訟人を勝公事と裁決せり是則

ち前殿同様の理は本はく所也なり

又仁兵衛茂兵衛小對して公事を起せし事あり

仁兵衛を元来其職銘工なりし何る時茂兵衛

の序を承りて其職多し自家宅造營の品物種々

の物を買ひ多し是我寛政十二年四月彼千八百

の事ありて其翌年七月彼ハ至りて右の事公

事となり其吟味ありて仁兵衛を我寛政九年四

月朔日彼千七百九十より既小發狂せる憂慥小

七年五月朔日

相分りあり然るも其時無衛の代人手形を出し
て前書買物の代料を取戻さんと申出たり然れ
ども其品賣方ありて更不明の憂有るを以
て其時の裁官「格蘭ト」氏之れを取次く事を辭
さみ且其時をいけるも若し吟味し由て狂
氣と定められ而後狂人の公事を法あり
て悉く虚無となる理ありと此る時を憂ふ何
の難事ある事なり然れども唯此裁廳みて狂人の

商道を差留め又を悉く諸損耗の顛末を取亂し
等ハ甚た困難の事なり就ては狂人の事法事終
て悉く虚無と為る事の趣ハ白き汝が後く所理有
りて右代金取戻之相成多しと思ふなる方法律
取照ら相成之試む事をも之試む事
以り

又近來の定法ハ外見を平人にして狂亂の体顯
を以てする者自分所持の為小品物を買ふの約定

を取結ひ更ハ不明の事なく其約義全く整ひ約
定通りの代料を拂ひ其品物を慥たし持領しある
上を後の其人狂氣の事相知じ又を代人出来る
とて之破談はひある事能いは又亦商人地所買
入の約定を取結ひ買度相當の手金を差入じ而
して其結約の時を全く狂中はあれ有り更ハ物
事の辨別はなくと云ふ雖其其賣人はと不
明の更はなく且賣人其狂人なるを知らずして其

金子を凌取る時を後^方狂人^方之^方れを訴訟せると
雖^も其^れ取戻^す事相成らざるなり

併^し知覚の足らざる者も未来の約定を取結ひて其
約定^の拘り^を金^を持^つ事^を恐らく難かる

若し人約定を取結ふ時癡狂の体なれど其前
後狂乱の体ある^も其^れを狂人の證とせん

ら先而して狂氣暫時回復の間も取結ひあるを
必^し其^れを正證と定む然れ^も其^れ約定面も疑

き箇條ある時を前後狂乱の隙を以て其回復の
間約定の時も同く狂乱中も有るべきりの疑を
生れ

三大醉人と約定の事

平人大醉人と約定を取結ふ事ハ公義も於て
十分酌所の時も取行ふと雖^も其^れ若^し其^れ人其相手
の奸謀も陷りて酌所^に或る又他の欺計を凌け
て取結ひ多る約定も非^ず白^き時を虚無もあら

△たろの非

さる事と一時を考つらむ多し然るに大醉人已
この本心を失ふ程に酩酊せる時を後令己の
嗜心を以て大飲せるものとせよ人の欺計に陥り
あるに非ざる者もせよ斯の如く前後忘却
の泥酔中に取結する約定を虚無とならざる事
得先故に平太隅藏兩人の公事の時エレンボロ
一氏の裁決に既に酩酊して本心を失ひある
者の取結に多し約定を断然虚無とする事由

和州

を定めたり又同氏其後屢々斯の如き公事は出
あひ多し皆此理を以て裁決せり而して大醉
人如何なる所行をなし居るや其辨別となく殊
に泥酔の情体其相手を知り居る時取結に多
る約定を今日に至りて全く虚無となる事不確
定せり此法律蕪格蒙ふに於ても同様取用らる
るなり又亞墨利加合衆國に於ては約定を取結
ふ者酩酊して本心を失ひ是非黑白の辨別なき

申すに

程は至る者ハ仮令己の勝手を以て其体ハ至
こるふとせよ相手の為ハ欺飲せらば是れ
せよ凡て斯の如き躰て取結する約定ハ全く
虚無とならばなり又ホスイル氏の言ハ酒客道理
を辨へざる程の泥酔中の素より約定を取結ふ
の能力なしと云へり

然其爰ハ酒客の約定ハ付き拘合しつき格別の
事あり若し酒客十分酩酊の時と雖とも之ハ必用

物を給出する時ハ必其約定ハ拘りらざるを得
譬へハ商人酔客ハ必用物を給し解酔の後酔客
其品物を所持し在る時ハ仮令其品正商の部類
ハ非ありと雖とも其代料を凌取る事を得るな
り

四童児と約定の事 此編童児と譯はるる二
十一歳以下の者を云ふ

右一般の規則

凡そ人生れて二十一歳を以て初めて約定を取

結ふ十分の能力を備ふる時限と先蓋此年齢小
至れを最早不行届の約定あり他人の守護を
度くる必要せし又衆人も之を欺く事能はざる
の年齢といへりて此規則を中古封建の制度よ
り分派せる法ありて右の制度より藩士此年齢
ありする時を其主人の爲ふ軍役に勤むる初め
て十分壯健の体力を得ると定免たり故に軍務
を勤むるに當て後見の守護を要せざる也

又此童児の約定は付一般の道理を論ずる時ハ
仮令其約定不明の事なく且童児の利益となる
事なりと雖も必用物を給するの箇條又を
二拾一歳ありするの後之を確定する約定あり
らざるハ必これ取結ふ事なり

但し童児との約定を法律に於て現金なりせば
又懸の取引なりせば道理に叶ひある必用物ハ
付たる約定を取結ふ事を得るなり又童児其時

日當て入金の有無は拘らざれば必用物ならは之は懸貸一の約定を取結ふを得るなり故に必用物の廉を以て取結ひたる約定は取結ひたる箇條尤の如し

第一必用物を何等の物に之れ有るべきやの事
第二必用ならぬ品を何等の物に之れ有るべきやの事

右の白注意はきき箇條を尤の如し

第三父母又を後見人童見の取結ひある約定は尙拘合を凌ぐべき時如何の事

第四童見の時取結ひある約定成長の後改定は凌ぐ事

第五童見と取結ひたる約定は尙其相手^{お放し}の拘合を凌ぐ事

是より童見の公事は尙議論の仕方を説明はす

イ童児必用物の事

童児必用物は付拘合うべき約定ある飲食衣類
宿所藥品の如き其身直ちに入用の物を以て相
違なれば必用の品物と云ふ但し右の品物の直取を
何れと相當は^之れ有るべく又右品類を童児の
身分度量は適當はべき事

且必用物と云ふる語を童児の生計に要用なる
前書の如き品物のみは限らば猶又潤飾玩弄便

利の品物を除くの外真用の為は買ふ所の物を
云ひ又童児の年齢身分相當の支の為はと取用
ゆる言葉なり

爰は陸軍の甲必丹^{カピタン}を勤免ある童児あり而して
其僕隸の為は羽織買入の約定をなしあるは是
亦必用物あるを以て其童児^之れを取結たまふ
を得たり然れ共童児^等其同隊中の兵士の為は笠紐
を買ふの約定は至て其拘合を變らざる事なり

又童見義勇隊の兵士となるの廉を以て揃の戎服を買取との約定を取結ふ時を其約定の拘合の旨を得たる如何とせられ「エレンボロ」氏の説小若し國小急変ありて防戦の為少年自ら各隊に加入し軍役に勤むる時ある童見必先右買入りたる戎服を以て必用物と云ふと云ふり又爰未二十一歳小満ある英國海軍の副船將あり此人其任を受けざる時小代料

六拾磅ポンドの時辰鏢ウォッチを買ひ多る其後此事公事となりし右代料コンメニヤルを拂ふ事小裁判せらば多し是童見を斯の如き品物を以て必用物と云ふの謂なきを以てなり又爰小童見結約して馬を雇ひ用ひし事あり若し其馬童見生命の為小必用ある時々又小醫師の差届し隨ひ身体運動の為小使用する如き必用の場合ありて取結ひ多る約定あり其價を拂ふべきを得先且又斯の如き

必用の事にて馬を雇ふ時其借馬料のみならず
其馬の白て必用の諸入費を拂もさるを得
然りと雖も此時より訴訟人の答ふ馬並に諸掛り
其必用より相違なき旨を證せしむる有らざら
ば

又若し童成人童見其地謬文を傳へて約定を取結
而して童見其地所を領し居る時其地代を拂
もさるを得且又童見の模様も随ひ必用なる

住居の借料を相拂ふべき事と云

△婚姻済みの後

又童見其妻の為し必用なる物を其身よりとりて
も同様なり然れ共童見婚姻入用より未だ其女を
引取らざる前より其女の為し品物を整ふるの約
定より白てあるは令其妻に使用せしむると雖も
童見其約定より拘合ふ事なり又童見其正子
腹の子の為し必用物を給出するを懸借して其
約定を取結ふを得るなり又童見其妻の墳墓

の爲に約定を結ぶを得又童父母を其子の墳墓
に白約定をなすを得又童寡婦は童史の葬禮に
白必用物の爲に約定を取結ぶを得ること

童見必用物の爲に取結ぶる約定の借金を童見
の爲に拂ひある者を法律に於ても其元貸人
なり代りて其金を取返す公事をなす得る也

又童見借財ありて許諾せし處吟味終り他人の爲に
金を拂ひ囚閉を免るる時ハ元來其元金必用物

の爲の借金ならん其元金を返金せざるを得
然共童子吟味中にて他人の爲に拂はせしる時
も又別事多し又蘇格蘭の獄中より童見
を救ひ出さんる爲に拂ひある金高を取戻さん
とあるの公事な於て其相手童見の爲に童
約の言訳を建んとあるは其公事元來蘇格蘭
に於て起れる故に同國の法律に依り童見を
助くるの捌きを凌度由を言述る事肝要なり

申すに

せられたり

又童見を其身より取りて後未の爲に善き教育を
変くるに付其学費を拂ふ事_ヲ於て自ら約定
を取結ふ事を得るなり且又萬兵衛彦藏_{マツバタ}兩人の
公事_ニ三名の裁官よりして童見讀書習字の教
を凌くるに付て其学費を拂ふの約定を取結ふ
事を得ると云々也又平右衛門勘右衛門兩
人の公事_ヲ於て年齢十四歳の童見を飲食宿所

并に教育の爲に相當の入費を拂ふべき約定を
自ら取結ふ事_ヲ決定せり

然りとて童見其両親或は後見人の世話を以て
学校に入る時其約定等ハ総て其父母又は後
見人_ノ托し童見を_之拘たる事なり
又爰に松太郎といふ者阿竹梅藏_{阿竹梅藏 阿竹の妹}
夫婦_ノ對して公事を起し多事_ノ此公事を
元来阿竹未_ニ梅藏方_ニ引取らざる内_ニ松太郎

申上り系

其妹阿竹の為小費用を拂ひ多る事より起り多
る事なり然るに松太郎阿竹の兩人を各其親よ
り千五百兩大九彼の
三百兩の讓金を渡け多る者
なりしが阿竹未大成齡に至らざる前は松太郎
妹阿竹の為小女巧藝古料の入用として金子二
百兩大九彼の
四十兩を師匠方へ拂ひたる事あり其時
阿竹より松太郎に對し書面を以て其深懇を謝
し且自ら其身より都合次第返金は及ひ多き旨

を申し送り多し其後松太郎方よりこれを催促
せしむ向遂に訴訟を及ひ多し然るに元來阿
竹其書面を認め多る時を未だ成齡に至らざる
前の事にして其後別して右金返濟約定の確證
として取違ひなき故以てケンコシ氏此公事を其
金子を妹より取りて必用物と取り難き故に右金
高返濟の儀を法律局に於て取あくる事相成ら
ざる儀を裁決せり原本兄妹支の人名ありと雖
とも假し其名を設けて以て

申上り

者官了解の
一便とれ

又童見。自分修行奉公是ハ我々商家の取窮の約定は

向て起せる公変を其相手童見。童の對決して言

ひ通出変相成らぬ而して此変ハ銀兵衛福藏兩

人の公変の時決定し此時裁官も申下通例の

法も於ても又五世「エリサベツト」英の議院の法も

於ても童見修行奉公取窮の約定を自ら取結ふ

変相成らざる由をなされたり而して又此時裁

△決して

和州山縣

官の云ひけるは若し童見不行跡の變ある時は
其主人。之を制し又其法後。之に相當の
罰を其えられ度旨を取締役人へ申出る変を得
る也。有然共修行奉公中童見の對して償をなす
あるの約定を取結ふ能とれといくり是を以て
童見勝公事となりたり

然共。倫龍動。トの風習も「ウエトミン」此の裁廳は於て童
見修行奉公約定の取極ふ向自からし裁廳は於

申下通例

ト其公度より加りる変を得るや云ふ又方今の
處を以て見れハ「エキスチエカル」の裁廳より於て給
料を以て童兒を雇使はる約定ハ及令童兒其勤
仕を情^ひする時^に當て仲人の内濟もて其給料を
差引^きき趣を以て取結ふや雖も童兒は取て其
^之取れを要用の約定とさるなり然共童兒給料の
奉公は於て若^し童兒^{主人}勝手は其用仕を止むる時
其童兒^{主人}對^し給料の差引もて其休暇を償^はる

和州縣

△と雖も此の

ん^の趣を以て取結ふ約定を全く虚無とさる
さるを得^る是童兒^取りて要用なるやるを以
てなり

又童兒貸地の約定を一時^之取れを避くる^事得る
可^し似たりと雖も全く^之取れを虚無とさる能^はり
但し童兒必^し自ら^之取れを取結ふを以て其約定
の正法^は先若^し他人を以て^之取れを取結^む時ハ
童兒其約定より拘合ふ^事なく又自ら之を改定

申^上り

法多及を以て又童見未る成齡を満るる
る前以取結ひたる借地の約定は向て成齡後
至て相當の地代を拂はざるを得ざるを
又借地の免許は宗徒らの贈物の如き必
用の事は向たる公事ハ自前收は拘合ふ也
又童見事故より公事師使用する時を其者の
所行は拘合ふなり又童女を時として婚姻の事
は向親族並に朋友の同意を以て公然明白は自

分所持の物を取窮むる約定を取結ふ事あるな
り

又朋友會社 朋友會社と名常は社中申合せし積
金をなす非常の備となし置り臨時

互に相救ひ合ふを云ふなりの條例は由て童見其社中の人員

は加たる事を得る定めらるるなり而して此規

則ち於てハ如此き加入を禁せしめて童見成人

の如く悉く其約定の箇條を取結ひ且ち其社中

に加たる時出金出さざるの條を出さるる

申合ふ事

又童見ハ元金會社中ニ加テテ令け前を取る
人員定なる事を得而して童見鉄道會社加入し
其後出金の事ハ尙其公変起る時ハ議院の法格
ニ於テ同社ニ加入せし時童見多クハ申立る
共其裁判の時猶童見多クハ又實ニ其約定を
好まざりし事判然たる事ニ非されハ其中立を以
て公変を言ひ防く事決して行われ難し

又童見公議院の間濟ニ由テ婚姻取窮の約定を

なんを得るなり

口童見の拘をらざる公事の事

童見必用物あると然ら取窮あるニ付て其法ニ於
て其童見の實位真情を考窮せしめて唯其
約定を取結ふ外情の之を取りて正證となし
くらん其物もとりて一時之を見るとき童見
もとり必用物と見ゆると雖も其實ハ眞の必用
ニ非ざる物あり此の如き物ハ懸貸をなる時

申

其事公更となること童見^之其^之拘合不更也
故^之童見其父より既に十分の必用物を以
て備へられ或る他の商人より既に十分必用物
を整へて別^之童見^之を買入るは及ばざる
は一商人^之童見^之を知らずして其品物を給し而
て其物は向公事となる時及令訴訟人^之童見^之を
全^之知らずして給せると雖も童見^之其^之拘合
不更となし故^之商人童見^之懸貸をせざる前^之童

和州

見の位地儲蓄等^之向其吟味を遂出人^之何多
あらば然れども又此^之法則を更^之能^之する不
^之非^之也但^之此^之好き吟味^之於て
裁官の取^之深く注意せしき廉と雖も双方の
次第^之依て^之是^之吟味^之を用ひざる用^之事何
リ
又童見自ら其家宅修復^之向てハ拘合不事なく
又約定面の事^之向其異論を生^之時ハ仲人を

申入

△^ト趣を以て
先と雖も其

以て之を内濟する等の約定を取結ぶ能はれ且
童見中不取行ひ多る證書中の文言より拘合不
事なきなり

又法律より於て童見ハ自ら商事を行ふの全智を
備へしとん故ハ童見商事を行ふ向場所借度
ハ拘合ふとなく又童見をして商事を行ひ
免んり為ハ他商より給備せられ多る品物并々
童見其身のより又ハ組合ありて他人等取結ハ

たは商道の然るも約定より拘合不変なり故ハ
童見ハ成長後他人と商事の組合ハ加りるべき
約定を以て童見ハ預免證金を差入りて
其證金ハ則ち若し約定の期限より至りて組合と
成度を欲せしハ破約ある時ハ過金と相成
べき趣定より差入れ金と雖も取戻し
を得るなり然る若し童見他人と組合ハ成事を
其組合と成りて時共ハ地借

ると雖も風習不案内の趣を以て

申
一
係

△^ト趣を以て
先と雖も其

以て之を内濟する等の約定を取結ぶ能ふ且
童見中小取行ひ多る證書中の文言より拘合不
事なきなり

又法律より於て童見ハ自ら商事を行ふの全智を
備へし故に童見商事を行ふ向場所借度
小拘合ふ事なく又童見をして商事を行ひ
免んり為し他商より給備せられ多る品物兼に
童見其身のより又ハ組合ありて他人等取結ひ

童見の組合

たは商道のより約定より拘合ふ事なく故に
童見ハ成長後他人と商事の組合ふ加りし趣
約定を以て童見ハ預免證金を差入りし
其證金ハ則ち若し約定の期限に至りて組合と
成度を欲せしむ破約する時ハ過金と相成
し趣定より差入れ金と雖も其れを取戻し
を得るなり然る若し童見他人と組合し成事を
取結ひ且^既其組合と^成一時共小地借

申入一系

和州川

證文をとりて其為小金を拂ひ而して其後組合
相續きて童年の間暫時多しと其地所を領せ
し時ハ成齡の後其組合を離るゝと雖^も其既ハ
拂ひくる金を取戻此事能はざるなり

又成人より童見不差送るゝ荷物を運送人ハ託し
童見成齡後ハ多るよて其荷物到着せざる時童
見成齡及らざるを以て右荷物之事ハ拘合ありと
なり

△注
正金を拂ひ
品物目録其代
料を償ふを
示す

又以前を童見素より商道を行ふと能はざる
を以て分散を為し能はざる事ありし其後
女王「ウエクトリヤ」の第十二十三の法書第百六篇
二百二十三章の箇條ハ存出る中を童見猶分散
はるを得るなり

又英國の風習ハ於てを童見旅籠屋の主人とな
りて拘合を變る事なり其拘合を免る事を得るなり
又童見を必用物より代りて品替の通勘定[△]ハ拘合

申入一系

ふ事なり。雖も然^ハ右の通勘定を全く虚無と
なるべし。此成^ル齡に至りて後^ニ此を改定するに
得^ルべし。

又童見を仮令必用物に付て為替手形の組合ふ
入り公事起ると雖も此^レは拘合ふ事なり。然
其^レ手形を他の組合ふ取^リてハ拘合ふ事なり。
得^ルべし。

若し人童見二十一歳に至りある者より為替手

形を受取る時を童見成齡に満ちたる内は借渡
たる借財返金の為ふ相認たる手形は相違なく
とも必^ズ故障ある事なり。

又往古の政權は従つて童見必用物に付ての箇
畧の書付は拘合ふ事を得たり。然^レ其^レ事甚^ニ疑ふ
べき事なり。如何とせられん童見品替の通勘定を
取り行ふべしと能^ハし。而^{シテ}如^ク斯^クき書付を出せ
時ハ自然右通勘定の取引となるべし。當るを以て

なり又童見何変の付てと罰金を出さんとの證
書は拘合ふ変なり若又其罰金の利息を添へん
との證書は付て大殊る之は拘合ふ変なり
前段と同理にて童見より出せる白状書を虚無
となし且の童見より出せる代人の請合書を并
は虚無となさるなり

又童見より賣渡せる馬の請合書は付てを童見
之は拘合ふ事なり且品物に付ての請合或る童

見より賣渡せる品物の品位に付て請合の欺罔
あり童見出れば拘合ふ事なり

又法律に於て童見は實は自ら其手にて金錢を
使用するの全智を備へたは故に童見は借金
取上げの役所の官吏となる事能はれ又童見は
及令必用物の為る使用せる金に雖も成人より
童見よりかゝるある金は拘合ふ事なり然共如斯き
公事の公義に於て其金を貸しある者より必用

和州府

物の為小貸し多る趣を以催促人となるを免は
なり

然共成人童見の頼みふより其必用物の為小拂
ひ多る金銭を成人^之取れを取返此度を得る也而
して仮令童見他人の頼み依り約結して度取
りたる金銭小白くハ拘合ふ事と^{童見}雖も若
し童見我より偽計を以て他人の金銭を己り所
有と^{童見}する時ハ其金銭小白く公事を起^{得るなり}

△他人より童見
より對

然共^{此れ}如斯き公事を於てハ裁官其訴訟人より申
立の根元を糾^つぎ^肝要と^是れ若し其根元元
来童見の拘合ふく^ららざる約定より起る時ハ
訴訟人^{童見の}破約を不正^或を押取の趣小申立童見を
罪^はり^得ざる^事なり又人若し未成^未齡は満たさ
るを兼知の上より童見と約定を取結ひ而して
童見の品物を渡^はし時ハ仮令童見其品物を己り
り所有と^{童見}するとも押取の廉を以て^之取れを罪^はり

申入一係

る事能ハさるゝ是法律ニ於テ公事の体を変
一童見の拘合あつらはさる事を拘合あつらはさる事
日取調あつらはさる候免さるを以てなり

又童見若馬を雇ひ旅行の途中ニ於テ其馬或
傷むる時を其過失或免公事を起さるゝ童見
更之ハ此れハ拘合あつらはさるゝなり

童見ハ賣渡せる品物ニ付テ公事起リ而シテ其
品物必用物ハ無相違且其證據ある時ハ吟味

役之證據を糾して裁官其れを證據となるとな
らさるゝの事を評決さるなり

若シ童見成人と組合ハ他人と約定を取結ハ其事ハ付
公事起ると雖モ童見之ハ拘合あつらはさるゝハ唯成人の
ハ拘合あつらはさるゝ故ハ訴訟人兩人を相手と公事を起
出也雖モ相手方ニ於テ一人ハ童見なるハ童
見未成熟ハ満ハ趣を述る時ハ訴訟人童見
日對ハ公事を言ハ通ハ能ハ其他の成人を相

手^之や^之りて^之を^之争^之ふ^之なり^之 其物^之なり^之ら^之ら^之一旦^之其^之公^之
事を止^之免^之新^之た^之日^之其^之成^之人^之を^之對^之して^之公^之事^之を^之初^之む^之也^之
又^之成人^之童^之兒^之と^之組^之合^之ふ^之て^之取^之結^之ひ^之く^之る^之約^之定^之ふ^之付^之公^之事^之起^之る^之を^之雖^之も^之
其^之組^之合^之ふ^之意^之見^之な^之る^之趣^之を^之以^之て^之歎^之訴^之出^之る^之時^之を^之歎^之く^之時^之ハ^之訴^之
訟^之人^之其^之兒^之の^之廉^之を^之以^之て^之出^之れ^之を^之悲^之し^之る^之事^之と^之あ^之る^之
ハ^之父^之母^之或^之ハ^之後^之見^之人^之公^之事^之ハ^之拘^之合^之ふ^之如^之何^之の^之変^之
丈^之父^之多^之る^之者^之其^之子^之を^之教^之育^之出^之る^之ハ^之當^之り^之其^之子^之其^之師^之匠^之と

和州

△買求め

約定^之を^之取^之結^之ふ^之と^之雖^之も^之其^之父^之全^之く^之之^之ハ^之同^之意^之せ^之る^之時^之を^之
其^之父^之師^之匠^之子^之對^之し^之義^之理^之を^之立^之る^之ハ^之及^之た^之具^之出^之れ^之ハ^之拘^之合^之ふ^之也^之
也^之高^之親^之又^之兩^之親^之の^之兼^之知^之な^之く^之て^之其^之子^之約^之定^之を^之取^之結^之ふ^之時^之ハ^之後^之
令^之必^之用^之物^之と^之雖^之も^之右^之代^之料^之の^之事^之ハ^之兩^之親^之之^之ハ^之拘^之合^之ふ^之給^之
也^之也^之な^之く^之其^之處^之置^之 其^之處^之置^之
今^之く^之他^之人^之と^之異^之な^之る^之事^之な^之り^之
然^之其^之子^之父^之の^之家^之屋^之は^之位^之 其^之品^之物^之實^之ハ^之必^之用^之物^之ハ^之
て^之父^之の^之居^之宅^之ハ^之於^之て^之其^之品^之を^之引^之渡^之さ^之る^之時^之ハ^之其^之父^之之^之ハ

申

物令ふしき^之を定むるに十分の目的多し
蓋し^之これに及して又其の物を買ひて免んが為
は其の金を用ひ或は又他^處に其品物を買ひ
さ旨を以て命出るとき其子其物を買取るの権
を又より凌げあるや定むる能はざるし且其
品物其子の為ふ十分の必用物^非ありて猶
其子の位地も十分相當せざる品物^之ある時
ハ吟味後^ハ於て其親其權を全く其子に與へ多

る事と^之これを定め難くし

若し^ハ丈其妻と別居し其子或妻を托し置く時ハ
妻を以て丈の名目を以て其子供の為ふ必用物
を命し整ふるの^人を使ひて置くを勿論なり
又若し其子を家来^ト托し置く時ハ^ハ仮令家来の
不行届^{其子}より必用物入用の事差起るや雖も父
の名目を以て子の者^ト藥品等を買取るの權を
素より其家^ト準備^{あり}たる也又妻其丈の留守

△丈夫於て

中ふ於て丈夫知らざる変なく十七歳満たる
其娘の食料の爲ふ約定を取結ひ而して暫時の
後其娘他所に轉し其丈夫稍不兼知ありし雖も
最初の食物の代を拂ひある事明瞭なる時其
妻の約定を以て訴訟人より其二度目の食物の
代を望むる當りて此れを丈夫拘合りしむるの
権を備ふるなり

又及合不正子

不正子を本腹正子の外を云ふ

を假し其家引

取りて之を養時不正子處置の官命なりと雖も此
中必用物を給はる時を及合品物約定書又面中ふ右代料
を可拂旨十分明瞭に認め此れなりと假し之を拘合するを得
又不正子處置の官命なりと雖も假し不正子養育の爲ふ
年々の給料を拂ふ事を兼知する時其夫に引續き其之を拂ふ
べきを得し又後來其拂ふべき能く得し或書白を出し
此れを自ら不正子の爲し諸物を給せしむるを得し
然れども如斯くある時其後來の拘合を免かざるを得

假父種々の拂を乞ふ事其母之を子とて養ふの宿
命を喪つる事多し假父之を給助する事欲せしむ時其
母亦愛ふ事長く給助せしめ養ふ其假父亦對し
て公事を起さず能らざる事ありを欲せざる時を
其母小兒を長く給助せしむる事亦公事を起
さす能はざる也

又父其童子を置去りて別る時其童子の
為る必用物を給ふ事人亦拘合ふ事未だ一

定の論なり但し若し其子に給せる物亦自實に
其理尤も之れあり時其父亦之れに拘合はぬを
を得也

又養父を通例の法よりて其妻の先縁より連
れ来れる子供を養護する事拘合ふ事なり此に於
て養父若し其子供を我り家亦連來り其家族とな
るを許して自ら親子の命亦定むる時又其
子供に必用物を給ふ事亦我名目を與して他

人之^之出^之れを任^之り先^之時^之の^之出^之れを拘^之合^之ふ^之変^之り^之なる
〜且^此又^此如^此断^此き^此養^此父^此先^此縁^此の^此支^此り^此より^此て^此設^此け^此多^此
る^此其^此妻^此の^此子^此供^此を^此養^此育^此し^此而^此して^此其^此時^此出^此れ^此る^此為^此し^此
費^此せる^此諸^此入^此用^此を^此取^此る^此変^此を^此定^此め^此先^此して^此成^此長^此後^此其^此
子^此供^此す^此出^此れ^此報^此ハ^此〜む^此る^此の^此確^此約^此を^此な^此先^此は^此証^此白^此
され^此る^此假^此令^此成^此齡^此に^此至^此る^此雖^此母^此其^此入^此費^此を^此子^此供^此
より^此取^此戻^此せ^此事^此能^此ひ^此先^此と^此也^此

二 童子の約定を成長の後確定する事

前條の規則に於て童兒の約定を假令必用物の
為^非し^非ら^非ず^非と^非雖^非も^非其^非品^非童^非兒^非の^非身^非に^非取^非り^非て^非利^非益^非
の^非物^非に^非あ^非る^非時^非を^非一^非時^非に^非出^非れ^非を^非免^非る^非爲^非し^非得^非と^非雖^非
其^非全^非く^非虚^非無^非と^非なる^非も^非証^非白^非し^非且^非つ^非童^非子^非二^非十^非一^非歳^非の^非
年^非齡^非に^非至^非り^非て^非其^非童^非兒^非中^非に^非取^非結^非ひ^非し^非る^非約^非定^非を^非假^非
て^非別^非に^非之^非を^非改^非定^非せ^非ら^非る^非の^非主^非意^非な^非る^非〜^非約定^非の^非主^非意^非に^非依^非り^非
〜と^非雖^非其^非一^非旦^非に^非出^非れ^非を^非改^非定^非せ^非ら^非ず^非以^非て^非一^非般^非の^非規^非
則^非と^非な^非先^非〜^非然^非れ^非と^非童^非兒^非の^非間^非に^非取^非結^非ひ^非たる

△られん
非
○られん
非
△られん

約定を成齡の後改定するに付て若し童見中の約定欺計を以てせし又恐喝を以てせし又法に依りて守護を要するに付て幼年無智中の取結^ひ約定も^非ある時を^之これを改定する事当人の勝手たらざるを得ん

然れども若し右様の模様^之なき時「テナタデ」氏の法則を置きて約定の有様を吟味して^之これを拘合ふべき由を説明する或は以て其約定

△

を改定する事とは是を譬ふに代人の取結する約定を本人^之これを吟味し之を拘合ふべき約定となさう如し故に若し童見にあり年齢を偽り成齡の後凌取るとき金子を預け置ける人より其内の一部分を凌取り而して實の成齡に至りて後其残分を凌取る時を公義に於て當人欺罔の罪に歸し而して其残分を凌取りたるを其前より凌取りたる方と一所の高ふ格なるは是れ

△前請取
うる高を保
せて再び之を
凌取らんと
欲し

申
本
一
條

以て童見成齡に至らざる前は凌取りたる金子
を仮令如何様の事を申立るとも^{再之}これを再度凌
取る事能はん

然れども通例童見借財の爲小金子預りまざる拂ひ入れ
たる部金成齡後其高を保せしを改定せざる也

童見成齡前一時免ぐるべき永續の約定の公事
に於て童見を其成齡に至りて後相當の時間
其約定を嫌ひ或る之れを廢棄せざるの書面を出

△

さる而して其相手此嫌避を兼知せざる非れを
其約定を改定したる筋も^也故に童見自ら
伊勢屋の仲間を離る事亦尙若し其成齡に至
る^{エス}少く前迄其仲間に加はり居り而して其成齡
に至りて後相當の時間其仲間を去るの書面
を出さざる時を假令成齡の後其仲間中居ら
せし雖^モ其成齡後其社中と取結する約定は拘合
せざる^可故に若し童見地代を拂ふ

△仲間あり
難

申
一
係

しき借地證文を出た時を如何様の事故あると
雖ともこれ^之を虚無と云ふを得た殊も成齡後其
地代を納むる事を兼知する時を其後全く此證
文を虚無と云ふを得た

又成人童見中も借り度たる地所を引續き其後
所有する時を其者右借地證文を改定するなり
又簡様なる場合も於て其者童見中も滞り多
る地代の拂残りあり拘合なり又爰も栄吉童
見中取起せる公事雜費書付の改定も白裁廳へ
申建の時尤の事有りたり借其主人栄吉童見中
の費用金の拂を許容せり事^{自から}を申述し右
裁廳の頭取之を許したり其故を栄吉証して成
齡後引續き奉公せしむる時を右の公事費用金
を拂ふしき道理も歸せるを以てなり又童女縁
談の畧定も成齡も多りて後改定するを以て
全き取極と云ふなり又童見地所を買取り同時

△其主人おたて

申建の時尤の事有りたり借其主人栄吉童見中
の費用金の拂を許容せり事^{自から}を申述し右
裁廳の頭取之を許したり其故を栄吉証して成
齡後引續き奉公せしむる時を右の公事費用金
を拂ふしき道理も歸せるを以てなり又童女縁
談の畧定も成齡も多りて後改定するを以て
全き取極と云ふなり又童見地所を買取り同時

申建一系

小其買料請合の為小^之れを質物小入る、小付
生齡後其買取を改定さる小當りて亦其質入
の事も改定さるなり然れとも若し童見其時其
質入を虚無ふなり時を買取の事も亦虚無とな
りて其成行を其證文前の如く賣人の手小返る
なり

又童見懸借して品物を懸借して買取り^金此^之を全
く持領して恐小使用し成齡後相當の時間を過

きて之故賣人小戻成事なく亦童約破漸の挨拶
もなき、不時を右約定改定の事小陥り其品小
向公事起る時を其代料を拂たさる^中を得以而
て若し其代料の為小為替手形を具ふる時を其
童見右裏書の次第小より其手形の名當人より又
わ之を持參せる者小其金高を拂たさる^中を得以
又若し未だ成齡小至らざる前約定箇條の文面
中不利是向の金を拂ふと改請合をんり為小

償金を出せぬの趣あり認めたる事と明瞭なる
時を成齡後之趣改定して童見の拘合を免さぬ
様も致さぬ口約を以て之趣改定する能は
是童子も取り損害となる約定たるを以てなり
又童見中も取結ひしる約定を改定するも其仕
様已れの見出第身て相手方之を兼知する上も
其原約も模様替の意を加へて以て之を改定
するを得るなり而して如此の如公事も於て其

相手方改定の趣意を遂げし由を申述ししん
あるしうらん又改定の時其成人借金返済の義
も付延引を申立て時を待て返済出くき約定成
なり時を其者返済見込の證據を具しするを得
以而して如此の如き場合も於て元来の借金二白
再約を以て之れを改定するのみならず猶模様
替の約定を以て返済の及ぶし由を説明する
を以て相當となしし

申入系

又^後て約定改定を公事の前になし^し但^し
若し訴訟人再約ありて公事を起し^て而^{して}其
相手^之を言ひ拒く時を訴訟人假令其相手其
約定を取結ひ^しる時を成齡中^{あり}し事を表
せ^るの證據を出さ^しとも公事前^に認めたる約
定書を證據^と出^して以^て十分と^しるなり此^の時
其相手約定取結ひ^の時童見中のよ^うを申立^る
^とい^はれ^しこと^を言通^はせ^しと能^えら^るなり

又前條論せ^し如く^の童子組合借地^の童見中^に取
結ひたる約定を虚無となさんと^しる時を童見
其約定^{より}既^に拂ひ^しる金子を取戻^はせ^しと能
え^らるなり

又第四世「セヨル」の法書第九卷第十四篇の五
章より^れる童見中^に取り極めたる借金を拂ふ
べき成齡後の約定又^は童見中^に取結ひ^しる簡
約等^{より}成齡後^にこれを改定^せる事を其約定^の

当人自ら其趣を書記し姓名を載せしむる者^非あ
らざれば其人の對し公事を言通^ひ此事相成らざ
る^も而して此法則以來童見其成齡後童年中
代人の取結ひしむる約定を引度て自ら^之れ其
姓名を書記する時を公事^に於て此約書を其童
兒の自約を成齡後^に改定せる者と同様論^せ
る事^に定まりたり故に名當月日^之れなく又其
金高を記さ^れ其童見自ら姓名を記し而

和七三三

て^之れを其相手の代人^に渡したる覺書を此法
に從ひて裁決するなり然れども此覺書を當人
自ら姓名を記さ^{せん}有^らざれば代人を以て
記せる姓名^を右の裁判^に及せざる^も

ホ童見と約定せる人物合の事

夫^れ童見を通常平人の及ぶざる自然の許容を備
ふる^も以て一般の規則^{とし}是を以て童見の約
定を^無とな^しを得る^もい^はれ^ば其相手^に取

申入

リて之は拘合^{キウゴウ}を得^{トク}ざる^ト如何と爲れ
る法律に於て童見を寛裕に処するの許容何る
を以て他人の欺罔を防ぎ以て童見の利益とな
ししき様処置する事を以てなり且之と約定
せる成人を助けて其拘合を許さざるを以てな
り若し^支童見は如此^{の如}に許容を具し置りざる
時を約定を結ひて更不利を得不能を以自然其
不能より屢損耗して立行^{チウコウ}する事なき

和志一具

故に童見を成人と婚姻此約を取結ひて破約
なる時此約定は尙童見より成人へ對し公事を
起^キし得^{トク}と雖も成人より童見に對し公事を
起^キし得^{トク}又假令^ヒ童見は商道に如ざるを許さ
れざる故に商事の約定を爲し尙拘合を免
ざる^ト雖も猶^ホ此^之を以て成人に對し公事
を言ひ通ふ事を得ざる^ト又若し童見其後見
人と共し其相手は田園に貸出の取極めをな

申入一系

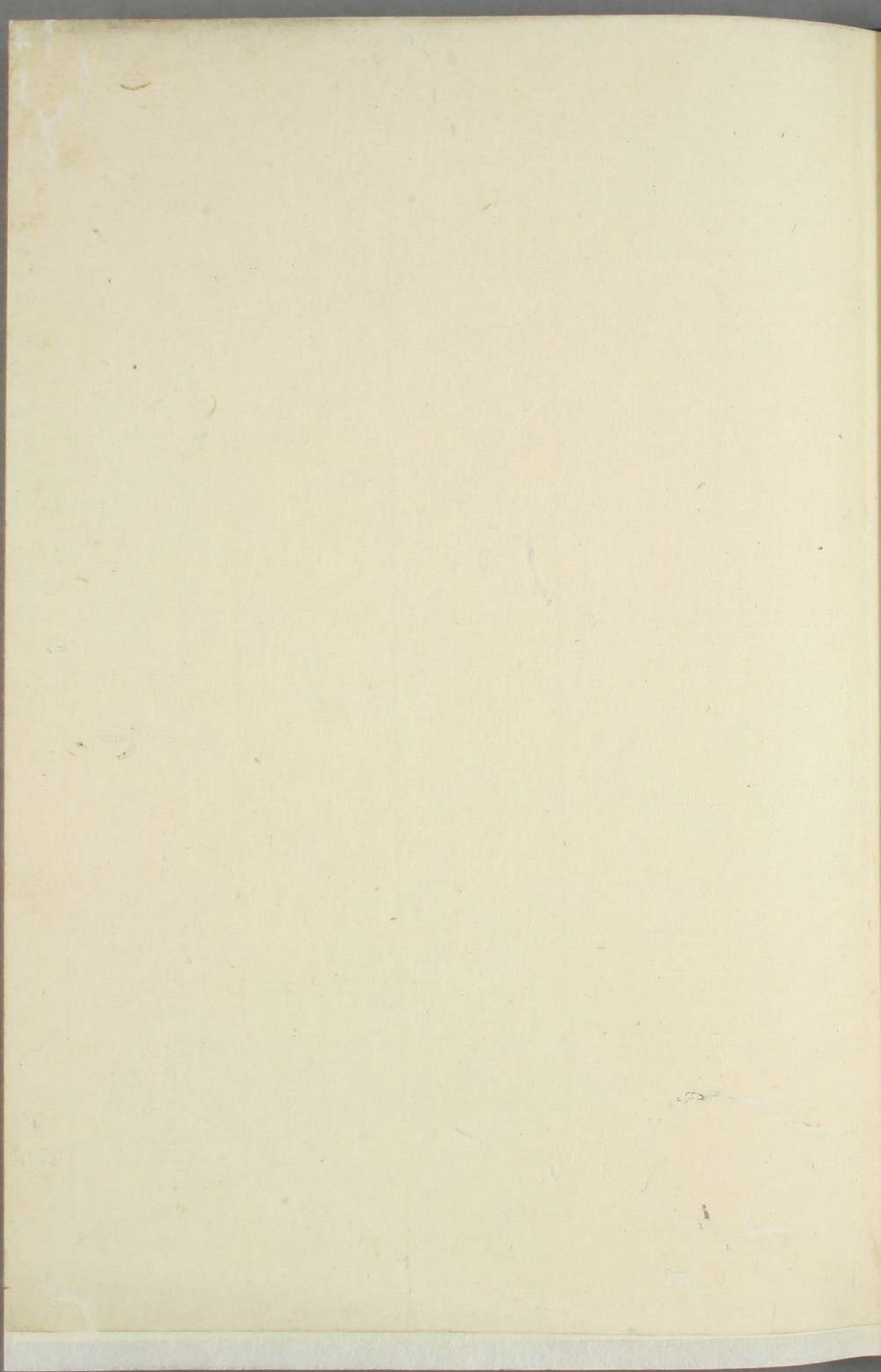
而して其相手右約定取極めの時其地主童兒中の譯を以て成齡後ふ^レ並りて後^之此^レを持領するを嫌ふ時を公義み^テ於て其地借人借地の證文を^取り其借料^を残ら^レば^レ拂^をさ^レず^レ得^るなり

又成人童兒組合の手形の義み向公事起る時を其本人童兒たるの^レ庸を以て其成人他人み對し公事の言防^をを^レな^レん^能を^レ故^し第三世セ^ラル^レの法書第五十三卷百四十三篇第八章^レ由^レ此^レ

を兩人の組合して其内一人童兒して組合の聚散^し拘^らら^レば^レ給料を出^させ^レば^レ許^さす^レ時^を童兒み取^りて拘合^えさ^レざる^を得^ると^雖其^レ成人み對して^る拘合^ふさ^レざる^を得^るなり

節地約律第二篇 卷之一終

申^レ上^レ系



Handwritten text in the bottom right corner:

和
上
月
興

